

◆知っていますか？「子どもの権利条約」

秋の気配が一段と深まり、厳しい寒さを迎えようとする11月は、子供たちの成長を祝うとともに、基本的な人権を保障することについて、しっかりと考える季節のようです。

11月15日は、お馴染みの「七五三」ですが、国連は、1954（昭和29）年に世界の子供たちの相互理解と福祉の向上を目的として、11月20日を「世界子どもの日」と制定しました。また、1959（昭和34）年の11月20日には、国連総会で「子どもの権利宣言」が採択され、さらに30年後の1989（平成元）年の同日、全ての子供に人権を保障する初めての国際条約となる「子どもの権利条約」が、国連総会で採択され、翌年には日本もこの条約を批准しています。

「子どもの権利条約」には4つの原則があり、それぞれを分かりやすく表現したものが下記です。

- ①全ての子供の命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる保障
- ②子供にとって最も良いことを第一に考える
- ③子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができる。そして、大人はその意見を十分に考慮する
- ④全ての子供は、どんな理由でも差別されない

といったように、子供たちが健全に育っていく上で非常に大切なことが定められています。しかし、現代でもいじめや虐待などの子供たちを取り巻く人権問題が残っています。

子供も“独立した人格を持つ一人の人間”です。生活の大半を家庭や学校で過ごす子供たちに、周囲ができることは多くないかもしれませんが、子供たちの声をしっかりと受け止め、社会全体で見守ることが、子供たちの健やかな成長につながるのではないのでしょうか。